

平成22年10月29日

リフォネット登録事業者 殿

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

リフォネット事業者登録事業の廃止及び
これに伴う新規・更新登録の終了についてのお知らせ

拝啓 清秋の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当財団では、リフォームに関する消費者向けの情報が十分でなかった時代に、平成9年度からリフォーム事業者の情報を消費者に提供するサービス「リフォネット事業者登録事業」を実施してきましたが、事業発足から10数年を経過した現在、住宅瑕疵担保履行法に基づくリフォーム瑕疵保険に加入する事業者を登録し公開するサイトをはじめ、民間による類似の消費者向けリフォーム事業者情報提供事業が充実・普及する等、当時に比べ事業を取り巻く情勢が大きく変化しています。また、政府においては公益法人の事業の見直しが進められており、こうした状況を踏まえ、当財団が行う事業としての役割は果たしたと考え、リフォネット事業者登録事業を平成24年3月31日をもって廃止することといたしました。

これに伴い平成23年3月31日をもちまして、新規登録及び更新登録を終了いたしますので、ご了承をお願いいたします。なお、事業廃止期日（平成24年3月31日）までの主な事務運営については、別紙のとおり実施いたしますのでご案内いたします。

これまで長年にわたるご厚情に感謝申し上げますとともに、事業廃止によりご迷惑をおかけしますことを、心からお詫び申し上げます。事業廃止まで皆様にご満足いただけるようサービスの提供に努めさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅リフォーム本部 業務部 安井・檀野

〒102-0094 千代田区紀尾井町 6-26-3 上智紀尾井坂ビル5F

TEL 03 - 3261 - 4567 / FAX 03 - 3261 - 9357

別 紙

リフォネット事業者登録事業について

リフォネット事業者登録事業は、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止いたします。それまでの間の登録等の事務運営は以下によるほか、「リフォネット事業者登録規程」に基づき実施いたします。

登録事業者情報のリフォネット登録事業者検索サイトへの掲載及び住宅リフォーム支援者名簿への掲載、並びにリフォネットニュース等による登録事業者への情報提供については、事業廃止時まで従来どおり実施いたします。

1. 更新登録

- (1) 平成 23 年 3 月 31 日までの間に登録有効期限を迎える事業者の皆様については、これまでどおり登録を自動的に更新しますが、更新登録を希望しない場合は登録有効期限の1ヶ月前までにリフォネット登録辞退届(別添様式)をFAX(03-3261-9357)にてご提出ください。

登録を自動的に更新する場合は、当財団よりあらかじめ登録更新のご案内をお知らせするとともに、情報掲載料をお支払いいただきます。

なお、登録を更新した場合、(2)にも該当することになりますので、ご留意ください。

- (2) 平成 23 年 4 月以降に登録有効期限を迎える事業者の皆様については、登録の更新をいたしません。登録有効期限を事業廃止時(平成 24 年 3 月 31 日)まで無料で延長することといたします。

2. 新規登録

- (1) 新規の登録申込は、リフォネット事業者登録事業が平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止されることをご了承いただいた上で、平成 23 年 3 月 31 日まで受け付けいたします。

- (2) 登録の更新はいたしません。登録有効期限を事業廃止時(平成 24 年 3 月 31 日)まで無料で延長いたします。

3. 営業所等の登録

- (1) 営業所等の追加登録申込は、新規の登録申込と同様の措置となります。

- (2) 登録済営業所等の登録更新は、平成 23 年 3 月 31 日まではリフォネット登録事業者の登録有効期限と同時期に行います。平成 23 年 4 月 1 日以降は登録済営業所等の登録更新はいたしません。登録有効期限を事業廃止時(平成 24 年 3 月 31 日)まで無料で延長いたします。

(裏面に続く)

4 . 登録内容の変更

平成 24 年 3 月 31 日までの間に登録内容に変更が生じた場合には、従来どおり当財団までお届けください。

5 . 広告等における表示

事業廃止（平成 24 年 3 月 31 日）後は、広告等においてリフォネット登録事業者である旨を表示することができなくなります。特に印刷物やホームページの製作等において、あらかじめご注意ください。

6 . リフォネット総合保険

リフォネット総合保険は、平成 23 年 4 月以降は終了します。

現在、この保険に加入されている方は、平成 23 年 4 月 1 日で保険期間が満了いたしますので、他の保険の手配等をご検討お願いいたします。

お問い合わせ先

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅リフォーム本部 業務部 安井・檀野

〒102-0094 千代田区紀尾井町 6-26-3 上智紀尾井坂ビル 5 F

TEL 03 - 3261 - 4567 / FAX 03 - 3261 - 9357